



美しい馬路の田園風景をまもるために

今、なすべきことは

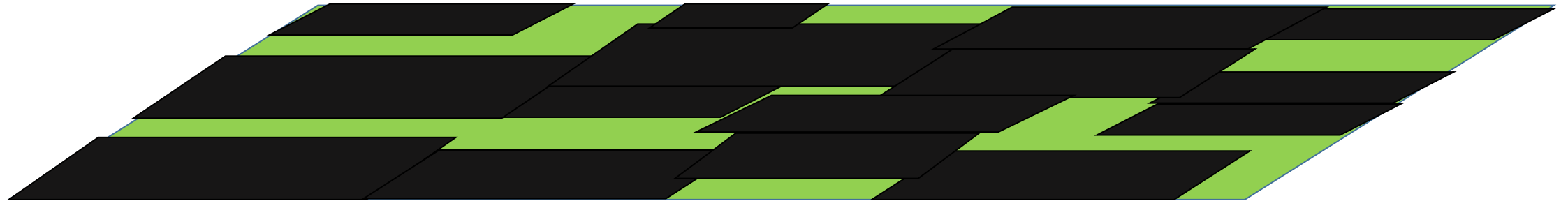
・・・

馬路町新宮農組織準備委員会

I つきつけられた現実

現在・・・6割の農家が農業をやめている

10年後・・・8割の農家が農業をやめる



誰が 180haの馬路町の農地を耕作するの
馬路町の恵まれた農村環境を守るの
か？

Ⅱ 厳しい現実を踏まえて、馬路町の農地・農村環境を次代に引き継いでいくために、何をすべきか？

余力のある今だからこそ、
目指すべき **3つ** のこと

その1

耕作者を確保する

兼業・高齢専門農家

少数の大規模農家だけでは守り切れないのが水田。
少しでも長く、農業を続けてもらうことが大切です

効率的に安定した経営ができるよう応援することが、農地保全につながります

大規模 専門農家

法人格を持った 現農作業受託組合

ただし、大切な馬路の農地。馬路のルールをしっかりと守ってもらわなければなりません

他地域からの 新規就農者

増加する農地の管理委託の受け皿の要となる組織。将来にわたって継続する安定した組織でなければなりません

その2

農業を続ける人が効率的かつ安心して耕作できる環境を整える

一定規模の農地の確保(=集積)と団地化(=集約化)

※ 国・府・市の施策をフル活用して、農地の集積・集約を図る

兼業農家・小規模 専業農家

➡ これまで通り、慣れ親しんだ我が家の田んぼで耕作していただく

大規模 専業農家・農業法人

➡ 団地化(バラバラではなくまとまった農地)による効率的な農業経営

➡ バラバラでは受けられない面積でも、まとまっていれば受けてもらえる

他地域からの新規就農者

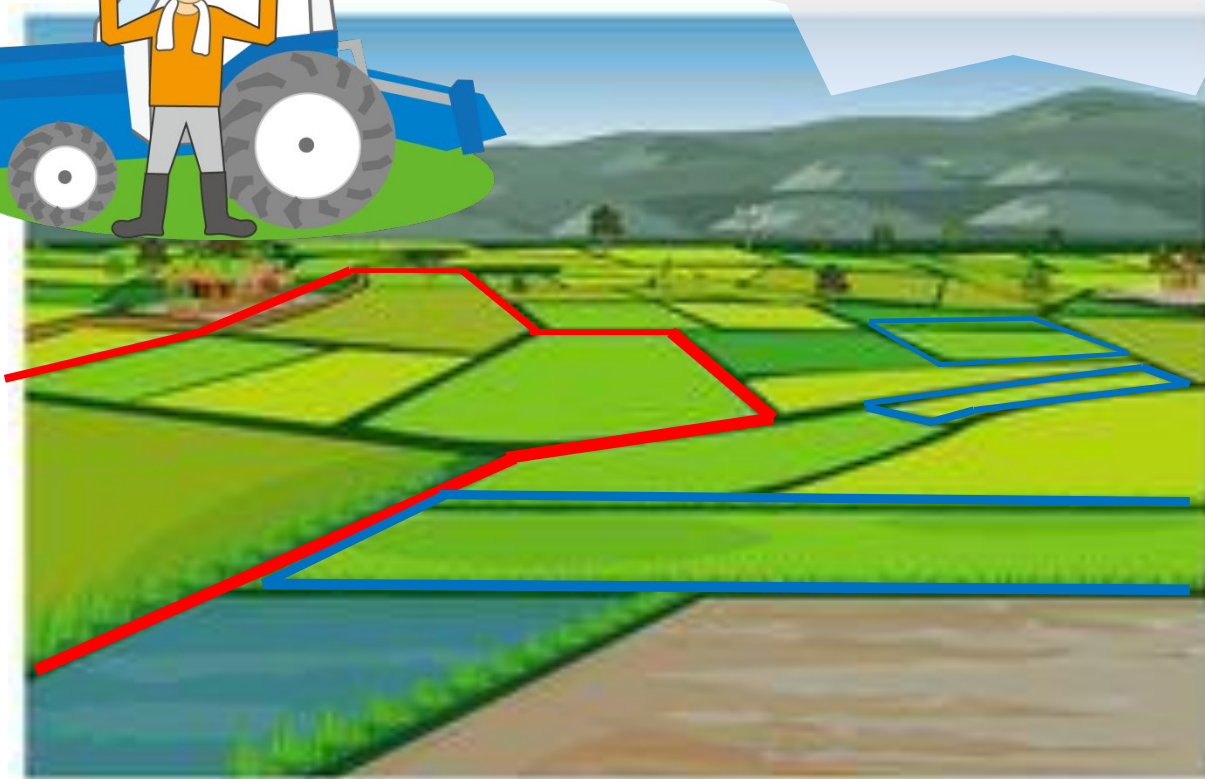
➡ 効率的な農地の確保が可能であれば、他地域からの新規就農希望者の確保が期待できる

キーワードは

効率的に、安心して耕作出来る環境整備・・・
馬路町一つの農場づくり



団地化!!



農地の集積・集約による効率的な
農業経営の実現

慣れ親しんだ田で農業が出来る



耕作困難となれば、安心して預けられる

安心!!

その3

馬路の美しい農村環境を町民全員で支える仕組みを整える

★ 農家が減っていく中、耕作者だけでは守り切れません。

★ 耕作者任せにしないことが大切。

➡ 『馬路町環境クリーン団体』の活動の強化が必要。

➡ ゆくゆくは農業をやめた農家も可能な範囲で草刈りなどに参画する仕組みづくりが必要になります。

今、めざすべき3つのこと

おさらい

1

耕作者の確保

2

耕作しやすい環境整備

3

全員の参加、協力体制づくり



- ・現在の耕作者には、少しでも長く、安心して耕作を続けてもらえる支援。
- ・農業が出来なくなった時には、耕作しやすいように団地化を進めながら、農地を引き受ける人や、組織に委託していける体制づくり。
- ・非農家、農業を引退した人も含め、全員で耕作する人や組織を応援する。また、農村環境の保全に関わってもらえる仕組みづくり。

Ⅲ 具体的な取り組みと協力いただく内容

以上の課題を解決していくために、次の3つの取り組みを進めていきます。

1

一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称) の設立

2

農地中間管理事業の活用(馬路まるっぽ中間管理方式の推進)

3

馬路町農作業受託組合の法人化

1 一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称) の設立

出資金等は不要です

営農組合、環境クリーン団体など、馬路町内の各組織と全戸を構成員にして、令和4年〇月を目処に一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称) を立ち上げます。

一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称) の役割と業務

1. 中間管理機構との連絡・調整、農地の再配分
2. 農地に関する相談窓口
(例えば、事情で耕作困難となった農地の相談、農地の売買等)
3. 馬路町環境クリーン団体の事務局機能
4. 国・府・市及びJA・各区農家組合等との連携・調整

お願い事項

- ① 一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称) には、原則、馬路町民全員が関わっていただくことから、法人の円滑な運営にご理解ご協力をお願いいたします。
- ② 役員・スタッフとして積極的な協力を頂ける方、大歓迎です。

【農地中間管理事業(馬路まるっぽ中間管理方式)】

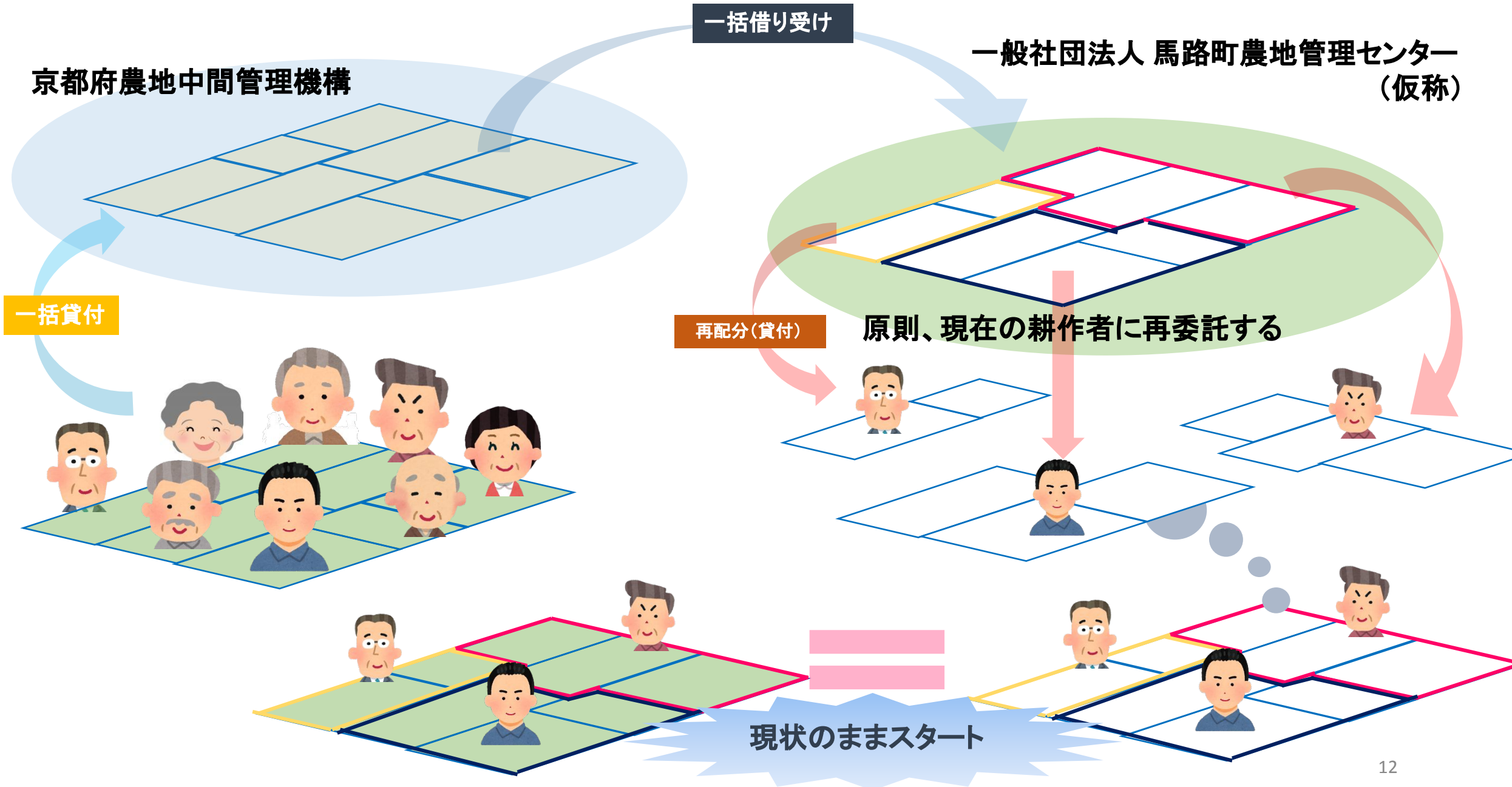
国・府・市の施策をフルに活用し、馬路町の農地を一つの農場として集積する方式

即ち、

1. 「農地中間管理機構」へ、馬路町の全ての農地を貸し付ける。
2. 馬路町に設置した「一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称)」が、中間管理機構から一括して借り受ける。
3. 「一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称)」は、原則として現在の耕作者に農地を再配分する。
4. 将来、耕作が困難となった農家の農地については、「一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称)」が責任を持って他の耕作者に再委託する。

※ 【地域集積協力金】が国から地域に交付される。この交付金は、「一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称)」の運営資金に充てる。

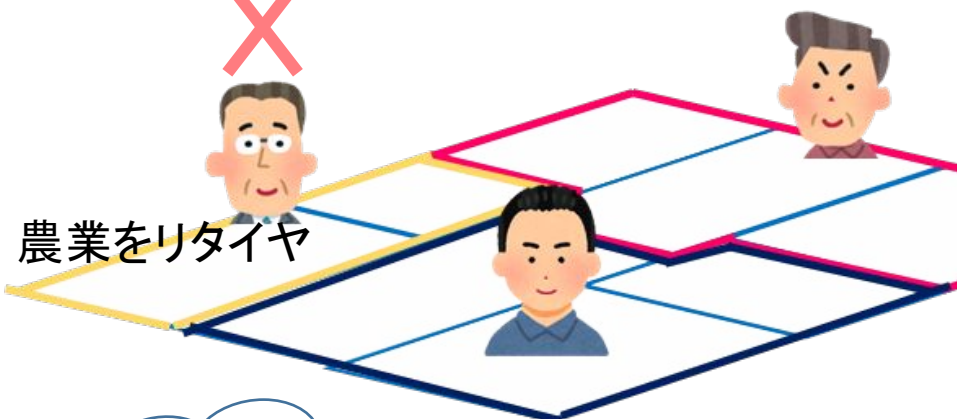
【図解】農地中間管理事業(まるっぽ中間管理方式)



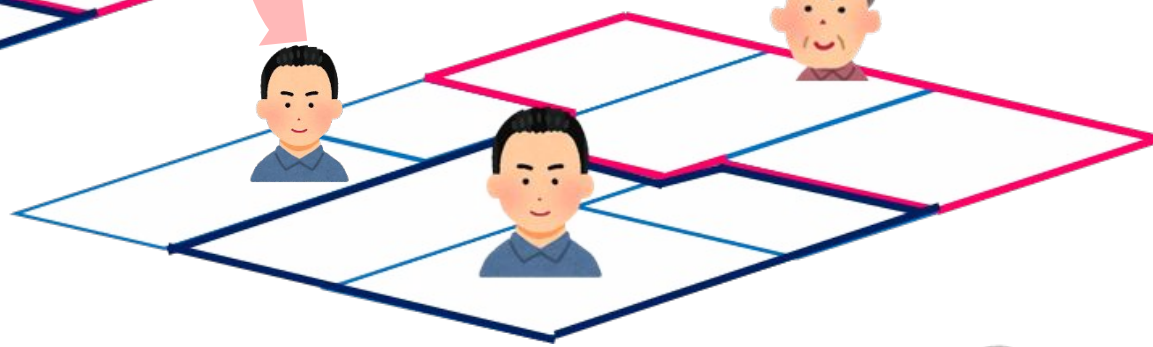
ところが……



農業をリタイヤ



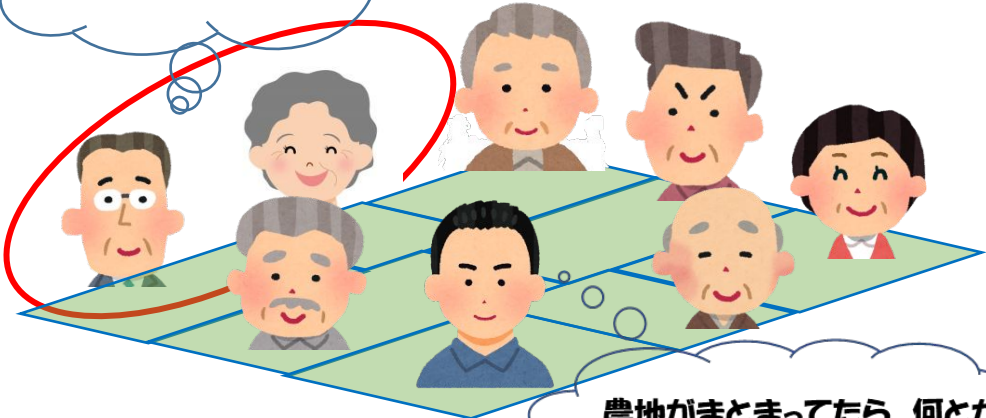
再配分(貸付)



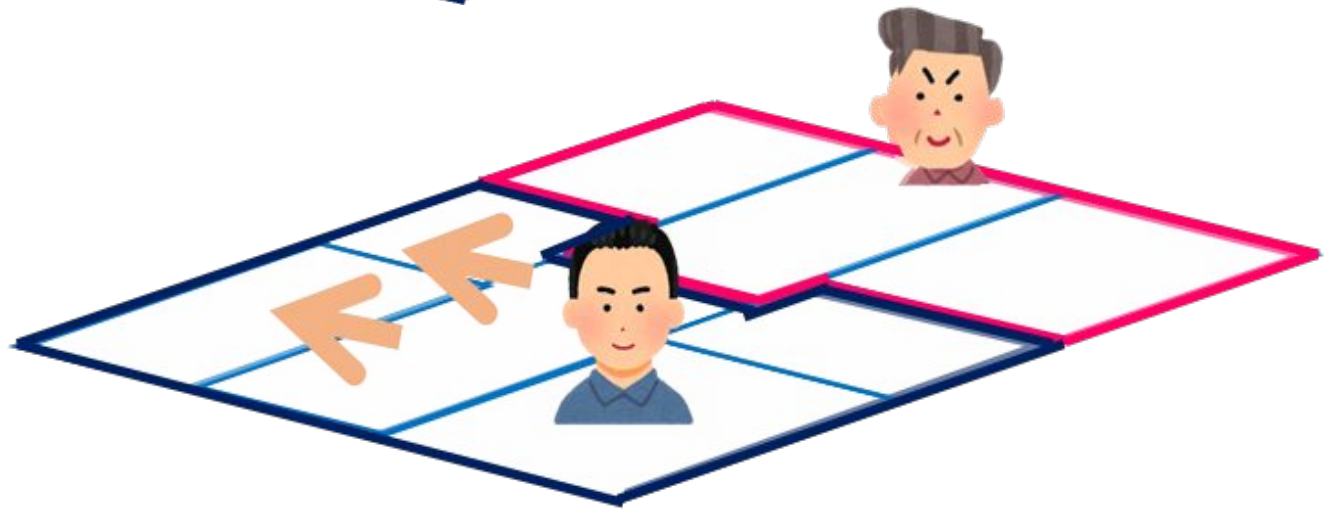
一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称)
は直ちに隣接の耕作者に打診

出来なくなった時には、
農地を引き受ける人に委託していける

農地中間管理機構に預けて、
(一社)馬路町農地管理センター(仮称)
に委ねておいたから慌てずに済んだね



農地がまとまったら、何とか
引き受けられるわ



お願い事項

- ・ 現在、自作している農地は京都府農地中間管理機構に預けてください。
- ・ つまり、現在預かって耕作している農地は、地主との契約を一旦解約し、京都府農地中間管理機構に預け直していただきます。
- ・ いずれも手続きは簡単です。
- ・ 現在、耕作されている方は、一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称)と再配分契約を結んでいただき、耕作を継続してください。(これについても手続きは簡単です)
- ・ 馬路町内に農地を所有されている皆様、そして、馬路町内の農地で耕作されている皆様全員のご協力があってはじめて効果がでる取り組みですので、よろしく願いいたします。

さらに

- ・ 今後、耕作ができなくなった場合、また、何らかの理由で農地を売却しなければならない事情が生じた場合には、速やかに、一般社団法人 馬路町農地管理センター(仮称)に申し出てください。

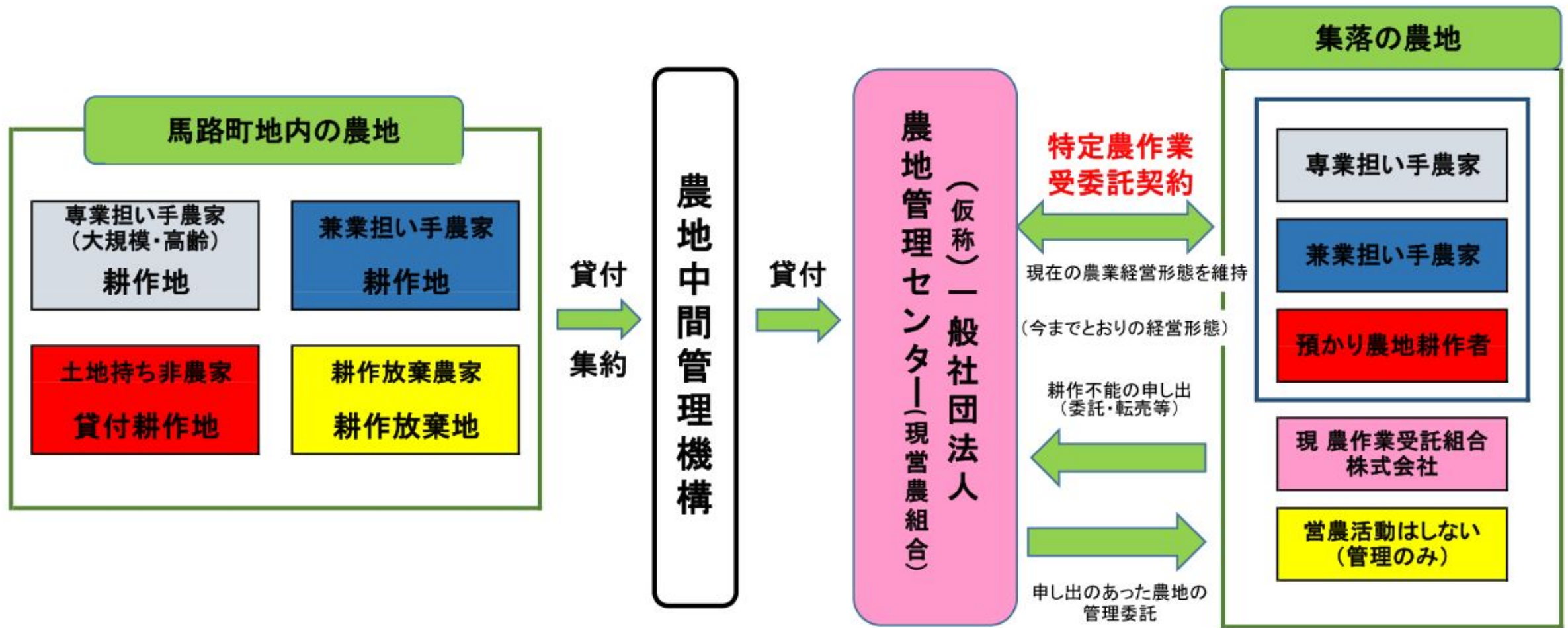
馬路町農作業受託組合の法人化

- 現在、馬路町農作業受託組合は、転作対応・耕作困難となった農家の農地の受け皿となる等、重要な役割を担って頂いています。
- 今後、耕作困難者が年々増加していくことが予想されることから、馬路町の農地を守る最大の砦、担い手の要としての役割を担って頂くことが強く求められます。
- このため、① 農地保全管理の受け皿としての機能強化 ② 後継者の確保等組織強化がより必要となることから、法人化が不可欠な取り組みとなります。

お願い事項

- 法人化については、すでに現在の役員さんを中心に検討が進められていますが、出資や雇用等の呼びかけの依頼があった場合には、積極的なご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

馬路町まるっぽ中間管理方式について(新たな農地中間管理方式)



**将来(5年から10年後以降)に継続して
美しい馬路の田園風景をまもるために**

**今、みんなで考えましょ
【馬路まるっぽ中間管理方式の推進を】!**